島田

今井

安部

吉野

睦

亮

明

祐介

勝則

平成29年第1回大分県議会定例会

総務部長

財政課主幹

財政課主幹

財政課副主幹

予算特別委員会会議記録 (第2号)

1 委員会を開催した年月日、時刻及び

平成29年3月14日

午前10時 から 午後 2時47分まで 本会議場において

大友 栄二

井上 明夫

古手川正治

末宗 秀雄

麻生 栄作

後藤慎太郎

羽野 武男

久原 和弘

吉岡美智子

荒金 信生

桑原 宏史

正臣

正道

秀行

保彦

勝秀

洋

油布

濱田

三浦

藤田

小嶋

尾島

2 出席した委員の氏名

委 員 長 嶋 幸一 副委員長 土居 昌弘 阿部 英仁 志村 学

吉冨英三郎 木付 親次 毛利 正徳 衞藤 明和 元吉 俊博 井上 伸史 近藤 和義

衛藤 博昭

木田 昇 二ノ宮健治 守永 信幸 原田 孝司

馬場 林 平岩 純子 戸高 賢史 河野 成司 堤 栄三

森

なし

5

欠席した委員の氏名

誠一

佐々木敏夫

出席した委員外議員の氏名

出席した県側関係者

御手洗吉生 玉田 輝義

財政課長 大友 進一 税務課長 安部 道生 浦辺 裕二 行政企画課長 隆司 人事課長 藤原 市町村振興課長 山田 雅文 県有財産経営室長 牧 敏弘 知事室長 大塚 浩 県政情報課長 誠二 田所 法務室長 石松 久典 総務事務センター所長 姫野 浩之 財政課財政企画監 渕野 勇 人事課人事企画監 渡辺 淳一 人事課給与厚生監 塩月 裕士 市町村振興課市町村振興監 長野 栄俊 行政企画課総務企画監 森 優子 税務課課長補佐 末田 雄一 県有財産経営室室長補佐 髙山 泰信 宏 財政課主幹 小野 成人 財政課主幹 金子

議会事務局長 邦和 阿部 議会事務局次長 安部 光紀 議会事務局参事監兼 泰弘 竹野 政策調査課長 博邦 江藤 人事委員会事務局長 酒井 薫 公務員課長 細川 浩明 労働委員会事務局長 太田 尚人 調整審査課長 後藤 大 宮﨑 淳一 監查事務局長 監查事務局次長兼第一課長 土谷 晃 第二課長 小野悦治郎 会計管理者兼会計管理局長 小石 英毅

会計課長 後藤 茂樹 用度管財課長 清末

三宮 審査・指導室長 和彦 企業局長 日髙 雅近 企業局次長 佐保 哲康 総務課長 岡田 倫明 篤 工務課長 長井 総合管理センター長 鈴木 雅彦 総務課総務企画監 佐藤 美穗 工務課ネットワーク推進監 小手川 康 工務課工務調整監 本林 純一 総務課経営企画班主幹 深藏 亮一 総務課総務調整班課長補佐 潔己 堀 総務課契約管財班課長補佐 東 正志 総務課出納決算班課長補佐 德永 晃 工務課発電管理班主幹 藤村 敬 工務課工業用水管理班副主幹 福井 英人 工務課十木施設班主幹 後藤 裕三 工務課工業用水ネットワーク推進班兼発電所リニューアル推進班課長補佐 工藤 秀明

6 付託事件

第1号議案から第14号議案まで

7 会議に付した事件の件名

- ① 歳入予算全般
- ② 総務部関係予算
- ③ 議会事務局、人事委員会事務局、労働 委員会事務局、監查事務局、会計管理 局関係予算
- ④ 企業局関係予算

8 議事の経過

嶋委員長 ただ今から、本日の委員会を開き ます。

本日以降の委員会は、昨日の委員会において決定した運営要領及び審査日程により行います。

なお、審査に当たっては、運営要領に従い、 円滑に運営できるよう、御協力をお願い申し 上げます。

この際、付託された予算議案を一括議題と し、これより歳入予算関係の審査に入ります が、説明は簡潔かつ明瞭にお願いします。

歳入予算全般

それでは、歳入予算関係について執行部の 説明を求めます。

島田総務部長 それでは、第1号議案平成2 9年度大分県一般会計予算のうち、歳入全般 について説明いたします。

事前にお配りしておりますA4の1枚紙、 予算特別委員会資料(歳入全般)という資料 を御覧ください。この表は、歳入予算につい て、款別に、29年度当初予算案、28年度 当初予算額、増減額、伸び率を表したもので あります。

左下の歳入合計欄の一つ右にありますように、当初予算案は6,098億600万円であり、その右の28年度当初予算額6,092億1,600万円と比べますと5億9千万円の増、伸び率で0.1%の増となっております。これは、安心・活力・発展の大分県づくりに向け、中長期的な視点を持って、三つの日本一、子育て満足度、健康寿命、障がい者雇用率ですが、この三つの日本一の実現を始め、防災・減災対策や農林水産業の構造改革、大分県版第4次産業革命への挑戦、学力向上対策などの人材育成、交通ネットワークの整備などの取組を充実させたことによるものです。

それでは、歳入予算の主な内容について、 今御覧いただいている1枚紙の資料と、厚い 冊子、予算に関する説明書により説明を申し 上げます。

まず、1枚紙の表の一番上、第1款県税については、29年度当初予算案Aの欄にありますように1,224億円で、その右の28年度当初予算額B欄と比較すると34億円の減、率にして2.7%の減となります。これは地方消費税収の減等によるものですが、総額としては3年連続1,200億円台を見込んでいるところです。

詳細については、冊子、予算説明書の5ページをお開きください。まず第1項県民税、第1目個人についてですが、左から2列目、

本年度予算額の欄にありますとおり、338 億6,321万5千円です。株式等譲渡所得 割がNISAの普及等により減となる一方、 個人所得の回復に伴う所得割の増により、比 較欄のとおり、1億3,254万2千円の増 となっております。

次に、その下の第2目法人41億592万4千円と、7ページの下の第2項事業税、第2目法人231億8,806万9千円、この二つの合計がいわゆる法人二税であり、1枚紙の資料のA欄の上から二つ目にありますとおり、法人二税272億9,399万3千円を計上しております。マイナス金利等を背景とした金融関連業種の減益見込み等により、2億5,075万6千円の前年比減となっております。

冊子の9ページをお開きください。第3項地方消費税ですが、右肩にありますように、314億7, 967万2千円を計上しております。

第1目譲渡割については、9億2,153 万9千円の減となっております。これは、2 8年度が曜日の並びの関係で高くなっていた ことによる反動減であり、消費動向自体はほ ぼ前年どおりと見込んでおります。

第2目貨物割は、輸入取引を対象とするものですが、円高の進行等により32億9,6 54万円の減を見込んでおります。

13ページをお開きください。第7項自動車取得税については、12億1,696万6千円、前年度比で3億8,242万4千円の増となります。これは、エコカー減税における燃費基準の見直しや普通車販売の好調等を見込んだものであります。

1 枚紙にお戻りいただいて、上から三つ目の第2款地方消費税清算金については、431億9,100万円を計上しております。これは、税務署等に納付された地方消費税をそれぞれの都道府県が一旦受け入れた後、各都道府県間で清算するものですが、地方財政計画における全国ベースでの個人消費の動向などを踏まえ、前年度と比べ9億7,900万

円の減、率にして2.2%の減を見込んでおります。

その下の第3款地方譲与税については、2 04億8,700万円、対前年度比8億4, 500万円の増となっております。これは、 地方譲与税の大半を占める地方法人特別譲与 税について、企業の業績が好調であった28 年度税収のうち、4か月分が国を経由して2 9年度に譲与されることが要因です。

次に、第5款地方交付税1,701億円と、表の下から三つ目の行、地方交付税の振替である臨時財政対策債264億4,600万円との合計については、表の一番下の行に示しておりますとおり、1,965億4,600万円となっており、前年度と比べ25億1,700万円の減となっております。これは、リーマン・ショック時に創設された歳出特別枠が前年度に引き続いて半減することなどによるものであります。

次に、第7款分担金及び負担金は、農林水産業費や土木費の公共事業に係る市町村負担金等を計上するものですが、38億3,749万7千円と、前年度から1億4,847万5千円の増となっております。これは、景気回復の後押しのため、公共事業費を増額したことなどによるものです。

その下の第8款使用料及び手数料については、79億3,411万円と、前年度に比べ1億4,738万9千円の減となっております。これは、減免対象世帯の増等による県営住宅使用料の減や生徒数の減による高校授業料の減収が主な要因です。

その下の第9款国庫支出金については、9 32億5,074万3千円と、前年度比で3 2億4,490万5千円の増となっております。

主なものについてですが、冊子、予算説明書の46ページをお開きください。第1項国庫負担金、第3目保健環境費国庫負担金については、左から4列目、比較欄にありますとおり、2億8,241万円の増となっております。これは、不足している回復期病床の整

備などのため、地域医療介護総合確保基金に 積み立てる国庫負担金が増加したことによる ものです。

次に、49ページですが、同じく第2項国庫補助金、第2目福祉生活費国庫補助金については、12億9,217万8千円の増となっております。これは、30年度からの国民健康保険の広域化を見据え、国民健康保険財政安定化基金に積み立てる国庫補助金が増加したことなどによるものです。

続いて、64ページをお開きください。第9目教育費国庫補助金の9億4,660万3千円の増は、県立スポーツ施設の整備に社会資本整備総合交付金5億3千万円を活用することなどによるものです。

1枚紙の資料にお戻りいただいて、第10 款財産収入については、13億9,749万 1千円と、前年度比で3億182万6千円の 減となっております。これは、不動産売払収 入において、旧臼杵商業高校や農林水産研究 指導センター宿舎の売却が前年度で完了した こと及び基金運用利率の低下により利子及び 配当金が減少することなどによるものです。

次に、二つ下の第12款繰入金についてですが、182億6,362万5千円と、前年度比で9億4,211万1千円の増となっております。これは、財政調整用基金を前年度より12億円多い92億円取り崩し、熊本地震を踏まえた防災・減災対策を実行することとしたことなどによるものです。

その二つ下、第14款諸収入については、 567億8,370万4千円と、前年度に比べ26億3,589万4千円の増となっております。

詳細につきましては、予算説明書の95ページをお開きください。第3項貸付金元利収入、第1目貸付金元利収入が、左から4列目にありますように、20億1,582万9千円の増となっております。これは、内陸工業団地の需要の高まりを見込み、玖珠工業団地の分譲地の造成に着手することとし、県土地開発公社に造成事業費を貸し付けることなど

によるものです。

99ページをお願いいたします。第4項受 託事業収入、第1目土木受託事業収入、6億 4,262万7千円の増です。これは、県立 病院の大規模改修や精神医療センター整備の 受託費が伸びたことなどによるものです。

最後に、1枚紙の資料にお戻りいただいて、下から四つ目の第15款県債についてですが、713億3,100万円と、前年度に比べ2億6,800万円の増となります。これは、27年度、28年度の国税収入が減少したことにより、国と地方の折半対象財源不足額が増加したことから、臨時財政対策債が1億8,300万円増加したことに加え、災害復旧事業費の発行が増加したことなどによるものです。

以上をもちまして、平成29年度当初予算 案の歳入全般についての説明を終わります。

なお、詳細につきましては、御質問を頂き、 私若しくは関係課長からお答えいたしますの で、よろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

この際、委員の皆さんに申し上げます。

これより質疑に入りますが、本委員会での 質疑は事前に通告のあった委員を優先して指 名します。発言は、私から指名を受けた後、 起立し、発言願います。発言の際は、お手元 のマイクを使用してください。

質疑は、付託された予算議案に対する内容にとどめるとともに、説明資料名、ページ及び事業名等を明らかにしてください。質疑の方法は一人一括問答方式となっており、質疑は関連質疑も含め1人5分以内、再質疑は2回までとなっていますので、要点を簡潔にお願いいたします。

なお、関連質疑は関連した内容にとどめ、 関連以外の質疑にわたらないようにお願いし ます。また、執行部に対し、資料の要求等が ある場合は、質疑と併せて要求していただく ようお願いいたします。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自

席で起立の上、マイクを使用し、簡潔明瞭に 答弁願います。

事前の通告者が3名おります。

それでは、順次指名してまいります。

原田委員 まずもって、今年の予算編成、大 変お疲れさまでした。毎年のこととはいえ、 本当に大変なことだと思います。

今回、その予算を見て、全国の多くの県が、39県ですか、マイナスとなる中で大分県は4年連続のプラスと、積極的な予算だなと思っています。

ただ、その中で気になったのは、財政調整 用基金の取り崩し92億円の件であります。 この多額の取り崩しについて、私は当初、国 の方から財政調整用基金を余り持ち過ぎるな よという圧力があったのかなというふうに思 ったんですけど、知事の説明会で聞くと、い や、そういうことはなかったと。まさに、積 極的な予算を作っていくためにこういう形に なったんだなと考えているわけですけど、先 日、油布議員の代表質問の中で今後の財政収 支見通しというのが出されました。これを見 ると、33年には274億円となっている。 今まで知事も、財政調整用基金は標準財政規 模の10%を目安として守っていくんだとい うことを言われてましたから、このことにつ いて、将来的に厳しい状況が予想されること をどういうふうにお考えか、お聞きしたいと 思います。

大友財政課長 今、財政調整用基金の残高について質問を頂きました。

行革のアクションプランの中では、安定的な財政運営に必要ということで、経済の不況あるいは大幅な減収があったり、あるいは災害が発生したときにも対応できるようにということで、標準財政規模の10%を持つというふうにしております。その金額というのがおおむね324億円ということで、基本的にそのスタンスを持って臨んでおります。

今、話のありました収支見通しの試算に当たっては、今年度92億円を含めて、29年からまず31年、アクションプランの期間内

で288億円の取崩し、財源不足ということになります。これをいかに埋めていくかということが課題になってくるわけですけども、これまで、歳入の確保、節約ということで40億円を予定しています。それと、前年度の決算剰余金が出ますので、それを積むことによって15億円ということで、55億円を確保した上で、今、アクションプランの中でいるいるな歳出削減等を実行するということにしております。

その効果額を積み上げることによって、収支見通しでは31年度末、委員は、今、33年度末の話をされましたけど、まずアクションプランということを考えれば31年度末の313億円というふうになっています。これそのものも324億円を下回ってるわけですけれども、この対応として、これまでアクションプランに掲げた取組を上積みしていく、あるいは歳入の確保あるいは歳出の削減の工夫によって埋めていきたいという話をしておりました。

実際、これまで、このアクションプランの前になりますけども、24年から27年に取り組んできた高度化指針の中で、今申し上げました歳入確保、節約ということの数字を見てみると40億円、4年間で160億円になるわけですけども、実績として238億円ほど上がっています。年度によって増減がありますけれど、目標に対して78億円のプラスに作用しているという状況があります。引き続き、そういうふうに頑張っていくというのが目標の一つです。

ただ、若干増減はありますので、今後、今の税収の状況の中でこれがどれくらい出るかというのはしっかり見据えながら節約していくということになろうと思います。

併せまして、もう一つ付け加えさせていただきますと、長期的な収支の見通しというのはそういうふうに立てるんですけども、当然、単年度単年度で、その翌年の収支がどういうふうになるかというのをしっかり見据えながら、予算の枠をどれくらいにセットすればい

いかというのを議論していきますので、そういった中で少し特別枠の額であったり、予算の圧縮の幅を設定するかとかしないかとかといったところをしっかり議論しながら、また実際の予算編成の中では、ほかに財源が使えないのか、例えば県有施設整備基金がもう少し充てられる事業があればそれに充てようだとかということを工夫しながら財源を確保して、今目標としております324億円を確保していきたいと思っております。

もう一つ、33年の話がありました。今回の試算では274億円ということで数字、324億円に比べると下がっていくわけですけれども、アクションプランそのものが31年度までということで、その先の話になりますんで、少し行革の効果というところが入っておりません。

今回の見通しの中で私なりに要因分析してみたときに、消費税の導入が29年4月に予定されていたのが31年10月になっているので、その間の単年度の負担というのは少し今年含めて上積みされています。結果として、後ほど見ていただければ分かると思うんですけれども、27年7月に出した31年末、5年後のところの財源不足は245億円でした。去年出した32年末が247億円、今回お示ししたのが274億円ですから、消費税が31年に上がっていけば、社会保障の充実あるいは安定化のために入ってくる税収が少し増えるんで、その辺の最後のところは少し、げたが上がっているという形の試算になっています。

そういったいろんな要素がありますけれど も、目標の324億円を確保できるように、 しっかりと財政運営をやっていきたいと思っ ております。

原田委員 これからも標準財政規模の10% を確保するように頑張っていくということだと思います。ただ、ちょっと気になるのは、節約とか行財政改革というのは年々厳しくなっていく、行き着くところまで行くと予想されますので、是非また健全な財政運営に努力

していただきたいということを要望して、終わります。

守永委員 通告しているのはかなり大ざっぱ な内容になっていますけども、前年度対比表 の中で県税及び地方交付税がマイナスとなっ ています。そのマイナスの要因については先 ほど部長からの説明もあったわけですけれど も、大きな要因として、今、原田委員から、 よその県の来年度の当初予算の組立てとして 39県がマイナス、1県はプラ・マイ・ゼロ ですから、40県がプラスに向いていないと いう状況の予算組みとも聞いていますけれど も、その要因として、財政以前に景気そのも のがうまく上向いていないんじゃないかとい う話もあります。そういう状況を踏まえての マイナスの見込みなのか、マイナスを見込む 上での背景を教えていただきたいと思います。 安部税務課長 県税のマイナスの要因でござ いますけども、大きいものは地方消費税にな りまして、28年度当初予算との対比では4 2億円の減を見込んでおります。これは、円 高の進行等によりまして、輸入取引を対象と する貨物割が減収となるということによるも のであります。一方で、景気回復に伴う個人 県民税の増や新車販売の好調等による自動車 二税の増を見込んでおりまして、県税全体で は当初対比で34億円の減となる見込みであ ります。

なお、28年度、今年度の決算見込みにつきましては、さきの理由により地方消費税が大幅に減となりまして、1,220億円を見込んでいるところであります。決算見込みと比較しますと、29年度当初予算は0.3%程度の増ということになっておりまして、27年度から3年連続で1,200億円台を確保できる見込みであります。

大友財政課長 私から交付税について説明させていただきます。

地方交付税の仕組みというのは、本県の財 政需要が大きく変わらなければ、税収が下が れば交付税は増えるという動向になります。 しかし、実際のところ、29年度当初予算は そういうふうになっていないというのがあります。まさに、県税が減少する中で地方交付税が27億円減少しているという状況です。

その要因については、部長説明の中でも一部触れましたけれども、国の交付税特別会計からの繰越金というのが、去年は約1兆2千億円ほどありました。この分が、国税の減収だとか27年度あるいは28年度の減収もあって、繰越金がないということが一つ。

それと、全般的に税収が下がってるというか、厳しい状況にあるんで、国と地方で折半する財源の部分が拡大しているというふうなところがあります。そういったことで、地方の一般財源総額を確保するという地方財政計画については、結構厳しいものがあったわけですけれども、29年度の地方財政計画では、そういったことで交付税から臨財債の方に少し振り向けられたというのがあります。それで交付税が減るというのが一つの要素です。

実際、先ほどの資料で見ていただくときに、臨財債そのものは、一番下から3行目にありますように、1億8,300万円のプラスというふうになっております。28年度の額が当初予算額になっていますので、ここは3月補正のところで15億円落としましたから、実際、29年度の臨財債の実績ベースでの増額は16億8,300万円ということで、交付税が27億円減ってますけども、こっちの方が16億円から7億円増えているというのが一つあります。

それと、もう一つの要素としては、全般的にリーマン・ショック以降景気が戻ってきて、地方財政対策あるいは国の経済・財政再生計画の中で、いわゆる特別枠と言われるものを減らしていこうというベクトルがあります。それが今回、先ほどの部長の話にありましたように半減をしたと。4,450億円から1,950億円というふうに2,500億円ほど落ちましたので、その分に伴う試算額、大分県に入ってくる額が12億円ほど落ちます。そうすると、先ほどの臨財債と今回の歳出特別枠が減った部分、そういったところで減の

要素になってきているという状況にありますと、そのほか細かい話をしますと、まち・ひはどもしごと創生関係についても、これまではあるというというというという形からしまうという形かしたが出たんで、その成果に対しいるというが28年度からいたりましたがあって4千万円減っか28年度からか、128年であるが28年であるが28年であるが28年であるが28年であるが28年であるが28年であるがではある。そういったところで2億数千万円変になります。

全般的な話をさせていただきますと、税と か交付税含めて、地方一般財源総額は国で確 保したというふうなことを言われています。 地方財政計画の中で見たときに、0.1%地 方の一般財源が増えております。それを本県 に置きかえたらどうなるかというのを試算し てみますと、地方消費税というのは入ってく る分もありますけど、各県と清算をしたり市 町村に配ったりする分があるんで、それを除 いたところの実際の大分県の実入りとしての 一般財源を見たときには9,300万円、数 字はちょっとまた精査する必要あるかもしれ ませんけど、わずかにプラスとなってますの で、国が言うところの一般財源総額の世界と そんなに、費目で見ると増減ありますけれど も、トータルで実入りで考えたときにはほぼ 地財並みの姿になっているというのが現状で あります。

守永委員 財政の運用というか、国がどのくらい地方に財源を回してくれるのかという部分でかなり大きく左右されるということがあると思いますし、国の地財計画そのものも果たしてこれでいけるのかなという心配もしながら見ていかなきゃならない部分もあると思うんですが、今、課長からお話がありました中でトップランナー方式というお話がありました。トップランナー方式をとられることに

よってマイナス面が際立つということはないのか、その辺を確認させてください。

大友財政課長 トップランナー方式そのものは、いろんな仕事の仕方、各県あるいは各市町村でやっている効率的なやり方を交付税なりに反映していきましょうという姿になってきます。昨年、まず1回目が入ってきたわけですけれども、本県の場合、どちらかというといろんな意味での行革というのは進んでいる部分があるんで、交付税の算定に入っている数字と実際に支出している額を見たときに、どちらかというと今までたくさんもらっていたというイメージが強いかもしれません。

今回、また29年度に向けては、公立大学 の運営であったりだとか青少年施設の管理と いう部分の二つの項目が新しくトップランナ ーとして入ってきます。その影響額を今、仮 に試算していますけど、2千万円から3千万 円ぐらいの数字なんですけど、それにしても、 現在費用負担している公立大学に対する交付 金であったりとかという需要と実際の支出を 比べると、そこはまだ本県の方がしっかり行 革というか、経費の見積り積算ができている という状況にあります。今後これが大きく進 んでいくとその辺の議論が出てくると思いま すから、現状の制度の中ではしっかり本県と して取組ができている、それを逆に言うと反 映させ、追いかけてこられているという状況 だと思ってます。

守永委員 やりくりが大変な世界になっていくことは間違いないだろうと思う中で、国が取り入れたそういった新たな方式によって県民へのサービスの低下を招くだとか、あと職員の勤務労働環境が悪化するとか、そういうことがないように是非配慮しながら、これからも予算を組んでいただきたいと思います。

木付委員 県債についてお尋ねいたします。

29年度も713億3,100万円の県債を起債する予定でありますけど、資金調達において今までと違った償還方法あるいは据置期間、また償還期間、そういう新たな取組があるかどうかをお尋ねします。

そして、もしあるならば、どれぐらいの効果額、利子の圧縮を見込んでいるのかも併せてお尋ねいたします。

大友財政課長 県債の発行額、今年度も総額でいきますと713億円ということで、結構大きな額を発行いたします。委員の質問にありましたように、資金調達の関係になってきますけれども、まず全般的な話をさせていただきますと、昨年の1月に日銀がマイナス政策金利を導入して、その後かなり低い金利の状況が続いています。資金調達の側からすると非常に有り難い話なんですけれども、逆に言うと運用の方で結構苦労しているという状況があります。

そういったことから、昨年の7月から、公 金の運用と調達をリンクさせていくことによって、お互いがどういうふうにメリットを享 受できるかということを検討してまいりました。報道等に出ていますけど、先月、公金管 理指針というのを協議の結果、策定いたしま した。それに基づいて、特に県債の資金調達 の部分で幾つか新規要素というか、新たに取 り組む分がありますので、それを説明させて いただきます。

基本的に、四つの項目で将来の金利負担を低減させていこうと考えております。一つは、償還期間を短縮するということ。これまで、どちらかというと単年度の負担を低くセットしておこうということで、30年債というのを基本にしておりました。そうすると、どうしても利息がその分かさんできますんで、それを抑えるために20年債を入れていこうじゃないかということを検討しております。これについては、後ほどまた成果として報告いたします。

もう一つは、据置期間の短縮ということで、これも元金償還を早めるということで、これまで原則3年ということでやっておりました。ただ、臨時財政対策債みたいに据置期間の必要のないものというのも当然あります。ただ、建設するものについては、建設後の効果が出てくるまでにどうしても幾分か期間がかかり

ますんで、そこは据置期間のある起債も必要なのかなと思っております。ないものについては、しっかりと据置期間を設定せずにやっていくという考え方が一つ。これは新規であります。

もう一つは、元金均等への切り替えということです。償還するときには、元利均等と元金均等と両方あります。元利均等でやると、最初は利息だけ払って元金を余り返さないということだと借金は残ったままですので、若干負担の増にはなりますけれども、元金均等に切り替えていこうということが一つ。これも新たな取組です。

もう一つは、市場公募債での定時償還方式。 市場公募債については、300億円近年発行 しております。これは満期一括ですので、そ れまでの間、10年あるいは何年という形で 持っておいて、その償還については一部基金 に積み立てながら、償還したものとして積み 立てながらやっていくわけですけど、そうす るとどうしても利息というのは定時償還に比 べると満期一括の方が高いんで、その分負担 増があります。それを、一部定時償還方式を 入れたらどうかということ、これも新しくや ろうと思っております。

そういった四つの項目の中で、効果としてまず申し上げますと、一つ目の償還期間の短縮あるいは据置期間の圧縮については、昨年の9月に金融機関から引き合いという形で条件提示をしていただいて、そこで20年債の据置きなしというのを導入いたしました。その結果の将来的な、単年度じゃなくて長期の金利負担の軽減としては、約4億円ほど減少すると見込んでおります。

もう一つ、三つ目にお話ししました元金均等、これについては民間の金融機関とやる場合には常に元金均等なんですけども、政府系の金融機関は、財投であったり公庫債、地方公共団体金融機構というところがありますけど、そこから借りる分は元金と元利と両方あります。これまではどちらかというと元利均等でやっていましたけど、12月の段階で約

56億円、全て元金均等という形で借入れを しました。これによる効果については、そも そも金利が低く、それほど差が出てこないん で数百万円という状況ですけれども、金利が 高くなってくれば、その分効果が出てくると 思いますんで、引き続き元金均等という形で の借入れをしていきたいと思っております。

もう一つの市場公募債の定時償還については、これからの話になってきます。今、300億円の市場公募債を発行していますけれども、50億円ぐらいを今年の6月から8月ぐらいに、主幹事方式で金融機関とやりとりをする中で金利を決めていきながら導入することを今考えています。これによる効果として、仮に50億円を発行した場合に、トータルで6,600万円ぐらい減の要素になるのかなという試算を今しております。

そういうことで、今、低金利という状況もありますけれども、資金の調達と運用という部分もしっかり連携をとりながら、市場動向あるいは投資家のニーズを踏まえて、できるだけ金利負担のないように、ただ一方で、早く返すということは元金の償還が増えまが増えまがら、公債費がぐっと上がってくる可能性がありますから、そこはしっかり見据えながら、どの程度元金を返していけるかというところで整理をして借入方法を決定しています。

木付委員 昨年、私が一般質問したことを取り上げていただきまして、本当にありがとうございます。起債はずっと続くわけですから、できるだけ利子の圧縮、これを目指してできることをやっていただきたいと思います。

嶋委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

堤委員 1点だけ、今後の財政見通しについて、平成29年度、県税収入で1,224億円と。平成31年に消費税が8%から10%に増税されたと仮定した場合、平成32年度

及び33年度の大体増える金額、増税による 影響額を幾らぐらいと試算をされてるのかと。 また今回、名目成長率、これしか算定する根 拠がないと思うんだけれども、過去、名目成 長率と実際の成長率の乖離はあったのか、そ れともほぼ推計した数字で推移をしたのかと いう2点をお伺いをいたします。

大友財政課長 2点質問を頂きました。

まず、消費税の引上げによる影響額のところです。地方消費税、33年の平年度化したときに66億円の増ということになっています。

それと、もう一つの経済成長率の話ですけれども、名目成長率と経済成長率、どうしてもかなり下がってきています。あくまでもそれで見ていますんで、名としては安定的な物価、2%なり云々ということを整理して設定していますんで、結果として後追いするというのはますんで、結果として後追いするというのは年でいったときに名目成長率、25年が1.5なり27年が2.5でしたかね、そういうふうにどうしても下振れしているのは確かです。済みません、細かい数字はちょっと今、手元にありませんので。

堤委員 成長率について、実際に下がっているということで、今回、当然それも下がってくると思うんだけども、そうすると全体的なバランス、将来的に、33年度の県税収入も含めて、そういうふうな影響も出てくると思うね。

となると、仮に試算をするのはいいと思う んだけども、ただこれを金科玉条という扱い をするのはどうかなという思いがずっと前か らあったんですね。つまり、財政調整用基金 が減ると、だから行革を進めて積立てを増や すんだとか、そういうふうな論法になりつつ あるもんだから、そういう点ではシビアに、 成長率等も含めてね、厳しい状況というのは どういうところなのかということを是非これ からはやっていただきたいというふうに思い ますんで、これ要望だけにしておきます。 大友財政課長 内閣府が示しているものも、 経済再生ケースとベースラインというのがあ ります。ただ、委員言われるように、ベース ラインよりさらに下がった場合と言われると 我々も申し上げることがないんですけれども、 経済成長というのは、我々というか、日本全 体が目指してるところの姿というのをベース にはじいています。ベースラインというのは、 そういかなかった場合にどういう状況になる かというふうに、2通り示されております。

これまで、この試算をする前提というのが、 経済再生ケースでやった場合どうかということを前提にやってきましたので、いきなりここでベースラインというふうにすると比較対照ができなくなります。そういったことで、 我々もそこのところ、どういうふうになるのかなというのは常に心配しながら整理をしています。

そうすると、県税は確かにベースラインに移ると91億円減りますというふうな試算があります。県税というか、県税などですね、いろんなものを含めて。一方で、公債費についても当然、景気が下がれば名目の長期金利というのは下がってきますんで、それには、で26億円ほど公債費が下がる。さらには、先ほど言いましたように、税収が入ってこかにでいましたように、税収が入ったりとりであったりとりであったりとりであったりとりであったりとりであったりとりであったりとりであったりとりであったりとりであったりとかに対算をしています。それが61億円ほど減るだろうということを仮に試算をしています。

そうすると、先ほど言いましたように、収入で91億円入ってこないんですけれども、出の側で87億円ほど不用になってきますんで、差引きすると4億円程度はマイナスなのかなと思っています。再生ケースとベースラインでやったときにそこまで大きくは変わらないのかなということで、その辺の幅の中でどれくらいの状況が生まれてくるのか、そういったところをしっかり見ながら、単年度単年度の財政運営というか、予算編成に当たっては収支をしっかり見ながら必要な事業を組み立てていくということをやっていきたいと

思います。

嶋委員長 ほかに御質疑はありませんか。 ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 ほかに質疑もないようですので、 これをもって歳入予算関係に対する質疑を終 わります。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午後 1時 1分 再開

土居副委員長 休憩前に引き続き、委員会を 開きます。

これより総務部関係予算の審査に入りますが、説明は主要な事業及び新規事業に限り、 簡潔かつ明瞭にお願いします。

総務部関係

土居副委員長 それでは、総務部関係予算に ついて執行部の説明を求めます。

島田総務部長 それでは、平成29年度当初 予算のうち、総務部関係の歳出予算について 御説明をいたします。

お配りしております平成29年度総務部予 算概要という資料の1ページをお開きくださ い。1ページは、平成29年度総務部当初予 算の概要についてです。

左側、I予算のポイントを御覧ください。 1 行財政改革の着実な推進については、

(1)大分県行財政改革アクションプランに 基づく着実な取組として、新たな公会計基準 の導入や庁舎等未利用財産の売却、有効活用 等により、持続可能な行財政基盤の確立を推 進します。また、(2)人材の育成や働き方 改革の推進として、地方創生を担う意欲を持 ち、自ら学ぼうとする人材を発掘、養成し、 これらの人材による自主活動への支援やネットワーク化を促進するとともに、県庁におけ る業務を効率化し、行政サービスの向上を図 るため、テレワークの活用等を推進してまい ります。 2 危機管理体制の充実については、南海トラフ巨大地震等大規模災害への備えを強化するため、県有施設等の安全性の確保、向上を図ることとしています。

右側のII事業体系を御覧ください。(9) ①大規模災害等への即応力の強化として、民間活力導入職員宿舎整備事業等を実施することとしています。

また、Ⅲ行財政改革の着実な推進として、 県・市町村「創生人材」育成事業等を実施す ることとしています。詳細については、後ほ ど御説明をいたします。

次に、3枚おめくりいただきまして2ページをお開きください。平成29年度総務部予算一般会計についてです。

上の表の左から2列目の予算額の欄を御覧ください。上から三つ目、総務部の計欄にありますように、1,548億80万3千円を計上しています。同じ行の右端にありますとおり、前年度対比としましては、額として96億1,143万9千円、率としては5.8%の減となります。これは、地方消費税清算金、交付金の減などが主なものです。

それでは、予算概要の順に沿って主な事業 について御説明いたします。

12ページにお進みください。12ページ、 事業名の欄の上から四つ目、マル特とありま す公用車等駐車場再配置事業費1,121万 5千円は、県庁敷地内に平置き駐車されてい る公用車への津波被害を防ぐため、公用車駐 車場を立体式の大手町駐車場に再配置すると ともに、移動衛星通信車等特殊車両用の車庫 を建て替えるものです。

その下、民間活力導入職員宿舎整備事業費 2,654万6千円は、危機管理業務に携わ るため県庁舎近隣に居住義務のある職員など が居住する舞鶴地区宿舎が老朽化し、津波浸 水のおそれもあることから、定期借地権方式 を活用して旧大分保健所跡地に移転するもの です。

次の13ページを御覧ください。知事公舎 建替事業費1,697万5千円は、老朽化が 進むとともに津波浸水のおそれもある知事公舎を荷揚町体育館跡地に建て替えるものです。次に、23ページをお開きください。事業名欄の上から二つ目、職員研修費です。右端の事業概要の欄を御覧ください。主なものとして、上から三つ目の二重丸、政策県庁を担う人材育成推進事業費784万2千円ですが、地方創生を実現する意欲のある職員の人材育成や、業務能率向上を図るためのテレワーク環境の整備、女性職員のキャリア形成支援を図るものです。

次に、32ページをお開きください。32ページは公債費についてです。事業名欄の一番上、公債管理特別会計繰出金673億5,070万3千円は、県債の償還を公債管理特別会計で一元的に行うため、元金の相当額を一般会計から特別会計へ繰り出すものです。通常債の元金償還額の減少により、前年度と比べて約27億円の減となっております。

その下、減債基金積立金92億4千万円は、全国型市場公募債を発行し、その償還方式を通算30年の10年満期一括償還としていることから、毎年度、発行済み額の3.3%相当を満期の償還に備えてあらかじめ積み立てておくものです。

次に、その下、33ページを御覧ください。 事業名欄、上から二つ目、公債管理特別会計 繰出金104億4,529万1千円は、先ほ どの元金と同様に、通常債分のこちらは利子 を特別会計へ繰り出すものです。借入金利の 低減などにより、前年度と比べて約7億円の 減となっております。

次に、35ページをお開きください。事業 名欄にございます財政調整用基金などの積立 金は、基金の運用利息をそれぞれ積み立てる ものですが、四つの基金を合わせた総額は、 一番下の目計欄にありますように2億6,2 25万円となっております。

次に、38ページをお開きください。総括 表ですが、表の左端、区分欄のうち事業費に ついて、右側の目名欄の上から三つ目、地方 消費税清算金から一番下の利子割精算金まで は、それぞれ税収に応じて、清算のため他の 都道府県へ支出したり、市町村へ交付金とし て交付するものです。

次に、40ページをお開きください。事業 名欄の上から二つ目、県税徴収事務費です。 右端の事業概要欄を御覧ください。主なもの として、上から二つ目の二重丸、県民税徴収 交付金16億6,269万9千円は、個人県 民税を賦課徴収する市町村に対し、徴収取扱 費を交付するものです。また、その二つ下の 二重丸、自動車税徴収強化対策事業費1,2 15万1千円は、自動車税の賦課徴収に要する経費です。

なお、平成28年度の自動車税の納期内納付率は、前年度から1.07ポイント上昇し、74.74%となりました。29年度からは、口座振替実施金融機関を、これまで県内に店舗を有する銀行や信用金庫、農協等でございましたが、これに加えて新たにゆうちょ銀行にも拡大いたしまして、納税者の利便性と納期内納付率の一層の向上を図ってまいります。

次に、56ページをお開きください。県・ 市町村「創生人材」育成事業505万5千円 は、地方創生を担う意欲のある自治体職員を 発掘、育成し、ネットワーク化を進めるため、 自主活動グループに対する活動支援や全県交 流・学習会の開催、また県自治人材育成セン ターで実施している地域づくり交流塾の拡充、 市町村職員実務研修制度の充実を図るもので す。

以上で総務部関係の歳出予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします.

土居副委員長 以上で説明は終わりました。 これより質疑に入りますが、執行部の皆さ んに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自 席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁 願います。

事前の通告者が4名おります。時間も限られておりますので、円滑な進行に御協力お願いします。

それでは、順次指名してまいります。

平岩委員 私からは、40ページの自動車税 徴収強化対策事業費1,215万1千円につ いてお伺いしたいと思っておりましたが、今、 部長が、1.07ポイント上昇したというこ とや、ゆうちょ銀行も利用できるようになっ たというようなことも御説明ありましたので、 重複するかもしれません。納付促進を促す広 報活動がどのように行われていて、1.07 ポイント上昇したということは広報活動も効 いているのかなと思うんですけれども、具体 的に県民の方にどのように周知されていって いるとお考えかということ、それからコンビ ニエンスストアでの徴収代行をずっとやって らっしゃる、もう何年ぐらいになるんですか ね、その効果が出ているのだと思うんですけ れども、その辺りのことについてお考えをお 聞かせください。

安部税務課長 自動車税の納期内納付促進の 広報活動についてでございますが、納税義務 者に納税通知を送る際、チラシを同封して直 接お願いしているのはもちろんでございます が、納期限であります5月を納期内納付促進 キャンペーン期間と設定して啓発に取り組ん でいるところであります。

具体的には、これまで、芸短大生に依頼してのポスター作成でありますとかバスマスク等の掲示、広報車による呼び掛け、新聞、テレビ等による広報、それから街頭での啓発のほか、企業、団体を直接訪問して従業員の方へ呼びかけていただく等の依頼も行ってきたところでございます。今後とも重点的な広報啓発活動を行い、早期収納に努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目のコンビニ収納についてでございますが、平成20年度からコンビニ収納を導入いたしまして、24時間全国で利用できることから全体の約4割の方に御利用いただいておりまして、県民の利便性に資するものとなっていると理解しております。この結果、納期内納付率は、先ほど部長から説明申し上げましたが、コンビニ導入前、19

年度の納期内納付率が61.2%でございまして、28年度74.7%ということで、13.5ポイント上昇したという効果があったところでございます。

28年度からクレジット納税の導入や口座 振替手続の簡素化を行いまして、更なる利便 性向上を図ってきたところでございます。今 後とも納期内納付の推進に努めてまいりたい と思っております。

平岩委員 クレジットカードも利用できます かと聞こうと思ってたんですけど、クレジットも利用できるということでしたので。

私も、待たされずに支払ができるのでとても便利だと思って、この何年間かコンビニを使わせていただいています。家族が払いに行ってくれていて、とても便利だなと思うんですけれど、一つだけ、例えば一つの自動車税1件につき幾らという手数料がコンビニに入るのか、そこら辺りの様子を教えていただきたいと思います。

安部税務課長 コンビニの収納手数料につき ましては、1件につきまして60.048円 の手数料を支払っているところでございます。 守永委員 2点ほどお尋ねしたいんですけど、 まず予算概要の12ページの公用車等駐車場 再配置事業費についてなんですが、特殊車両 用車庫の設計委託料というのが組まれていた と思うんですが、対象となる特殊車両、先ほ ど移動衛星中継車というお話もありましたけ れども、どのような車両が含まれているのか というのと、被災時に車両そのものが無事で あればいいという観点で整備するのか、被災 後すぐに稼働しなければならないという観点 で設計するのかで扱い方が違うと思うんです が、その辺はどのように今後の方針として持 っておられるのか、簡単に説明していただき たいと思います。

それともう一つが、24ページの職員厚生 費についてなんですけども、職員の健康管理 について、より効果が得られる工夫がこれか ら求められると思うんですけれども、早期治 療にきちんと結びつくような対応も必要だろ うと思っています。特に、心の健康管理の面でどのような工夫がされているのかも含めて、 過重労働状況にある職員への健康管理をいかに図っていくかということをどのように考えてらっしゃるかお尋ねします。

牧県有財産経営室長 公用車等駐車場再配置 事業につきまして、2点ほど質問がございま した。

まず、1点目の特殊車両用車庫につきましては、防災対策室の移動衛星通信車や警察本部の移動現場指揮車、輸送車等の12台を駐車するためのものでございます。津波からの被害を防ぐために、県庁東側敷地の一部をかさ上げした上で建築するものでございます。

なお、この事業につきましては、県庁敷地 内に平置き駐車している全ての公用車を大手 町駐車場の2階以上などに再配置することに よりまして、南海トラフ巨大地震による津波 からの被害を防ぎ、初動対応に万全を期すこ とで危機管理体制の強化を図るものでござい ます。

なお、委員御指摘の被災直後の稼働体制に つきましては、県庁周辺が浸水した場合、地 方機関の公用車により代替したり、衛星通信 等の資機材の積替えにより対応することが必 要になりますが、その具体的な対応手順につ きましては今後検討してまいりたいと思って おります。

藤原人事課長 2点目の御質問についてお答 えいたします。

まず、定期健康診断で要精密、要治療と判断された職員に対しては、平成28年度から 医療機関への受診を職務命令とする取扱いに 改め、その結果、現時点で98.1%の者が 医療機関を受診しているところであります。

それから、心の健康管理の面では、保健師が積極的に連絡をとり、相談に結びつけることや、メンタルヘルス研修、そういった研修の結果、所属の対応力が高まったことにより、上司や同僚からの相談が年々増加し、メンタル不調の早期発見や早期対応につながっているものと考えております。

それから、長時間勤務者についての管理の問題でございますが、労働安全衛生法では、例えば月100時間を超える勤務者に対してといいますが、本県では従来から申出があれば医師等の面接指導を行うことの有無にかからず、本人に加えところで担当を行ってもあるとはあるを得ずといりたいともあると思うんですが、そういったこともあると思うんですがを得ずということもあると思うんですがを得ずということもあると思うんですがあるということもあると思うんですがあるということもあると思うんではいきを得ずというともあると思うんではいきを得ずといき思います。

それと、職員の健康管理については、知事も職員、人が財産だというふうに言っておられるように、健康的に生き生きと働けるような環境を作るためにも積極的に、健康診断で要精密なり要治療等の指示があった場合には速やかに行けるような職場の体制づくりを是非心懸けていただきたいと思います。一応、要望としてお願いします。

堤委員 まず、概要書の13ページ、知事公舎建替事業費ですね。これ地震等の防災上の設計等が当然入ってくると思うんですけども、そういうふうな設計の強化点というのはどこにあるのかと。併せて、今、荷揚町体育館の跡地というお話がありましたけども、津波の場合の水没の状況というのはどうなのかなというのは危惧をするんですけども、その2点をまず聞きます。また職員厚生費の24ページ、今、守永委員とダブっちゃうんですけれども、昨年、平成28年度の県職員の病気休暇及び精神疾患での休職者は何名おるのかと。

それと、今、話の中で、心の健康の場合、 メンタルの早期発見につながっているという ことなんですけども、早期発見というのは自 らが相談をするのか、それとも上司なりがち ょっとどうかなと思ってするのか。発見する のが大事だと思うんだけども、なかなか自分 からは言いにくいという面もあるけれども、 そこら辺はどういうふうにされてるのかとい うことね。

最後に、同じく概要書の40ページの県税 徴収事務費で、これ去年も聞きました。今回、 丸々1年たっていますんでね。地方税の申請 による猶予制度というのが4月1日の納期分 から始まっているんですけれども、現状、そ れを活用されている申請数というのがあるの かどうか。また、その結果等が出ているのか どうか。併せて、催促状とか催告状について、 これは昨年度どれくらい発送し、その結果、 滞納処分にどのようにつながってきたのかと。 そういう件数も含めて教えていただきたいと 思います。

牧県有財産経営室長 知事公舎建替事業費に 係る防災上の強化点につきまして回答いたし ます。

まず、公舎の現状でございますが、現在の 公舎は公邸部分の耐震化が図られておらず、 また津波浸水想定区域内に所在する木造平家 建ての施設でございまして、また老朽化も進 行しているということから、地震等の防災対 策が課題となっております。

そのため、荷揚町体育館跡地におきまして、 県庁並みの耐震性能を有する鉄筋コンクリートづくり2階建ての公舎に建て替えるとともに、委員が言っておりました浸水の関係でございますが、現公舎のところも荷揚町体育館のところも、浸水予定区域としましておりまして1階部分をピロティー形式とする。ピロティーというのは柱状で1階を空洞にするけでございますけども、ピロティー形式にすることとしております。

藤原人事課長 まず、休職者の数でございます。平成29年1月現在、県職員の全休職者数は27名であり、そのうち精神疾患による休職者数は22名で、前年度末現在の精神疾患による休職者数21名と比較し、ほぼ横ばいとなっております。

それから、委員お尋ねの相談体制の状況で

ございます。二つほどございますが、まず年度の始めにストレスチェックを自分で行います。その中で、非常に点数が低いという職員については保健師が相談に来てみてくださいといった呼び掛けをしますし、もう一つはラインケアの充実ということに今取り組んでおります。そういう意味からも、職場の上司、同僚からの相談というのが実際には非常に増えているといったような状況でございます。

こういった状況の中で、少し改善の兆しが 見られる部分もございまして、ストレスチェックの結果、抑鬱状態や、やや抑鬱状態にあ る職員を合計した職員の割合でございますが、 平成23年度に13.6%であったものが平 成27年度は13.2%と、若干でございま すが、改善の兆しが見られております。

こういった状況のもとで、29年度はきめ 細かく対策を講じるということで、まずスト レスチェックを年2回に拡大するとともに、 長時間勤務者については月45時間を超える 勤務をした職員にセルフケアシートを新たに 配付し、疲労蓄積度を自己診断することとし ております。さらに、月80時間を超えて勤 務した職員には、産業医によるセルフケアシ ートの診断の結果、必要に応じて保健師によ る面接指導を行うこととし、きめ細かな健康 管理対策に取り組む所存でございます。

安部税務課長 28年度から創設されました 申請による換価の猶予制度でございますが、 28年度の申請による換価の猶予の実績はご ざいません。職権による換価の猶予が16件 でございます。納税者の事情をよく勘案しま して、制度の適正な運用に努めてまいりたい と思っております。

それから、督促状、催告書の発付件数、滞納処分の件数でございます。滞納件数の減少によりまして、督促状、催告書の発付件数は年々減少してきております。27年度は、督促状を6万6,245件、催告書を6万4,213件発付しております。それから、27年度の差押え件数は1,948件でございまして、これは26年度の2,037件と比べ

まして89件の減となっております。

堤委員 催告状と督促状、13万件、合計すればね。減少したといっても結構な数になすぐ納税をされる方というのはこのうち何割ぐらいあるのかというのを一つ確認をしたいのと、それと残業の関係で、月80時間を超えたを超らたりますかね、見ますかりますかね、見ませいのと、その大手であるというの残業時間といのと、それと対したおりますがあれば教えていただきたいのと、そのよりであれば教えていただきたいのと、とに変わるとはがあればがあればがあればがあればがあるというのはどうなるのかというのはない。

安部税務課長 催告書の発付によってどれくらい入ったかというところでございますが、数字的には今把握しておりませんけれども、督促状に対してもまだ未納のものについて催告書という形で発付しますが、自動車税については特に件数が多いので、普通の一般税だと1回催告するんですけども、自動車税については3回催告書を出しまして、それによって効果的な滞納整理につなげるということで取り組んでおります。

藤原人事課長 昨年度の職員1人当たりの超 勤時間数ですが、13.4時間、今年度、平 成28年12月時点ですが、15.2時間と 増えております。これは、昨年、熊本地震の 関係の対応等で増えているということでござ います。

牧県有財産経営室長 大手町駐車場に止めている外来者駐車場でございますが、大手町駐車場は全体で286台の駐車台数を持っておりまして、このうち1階の部分に公用車を置いております。公用車が69台置いていますので、2階以上に止められる一般の駐車場につきましては217台となっております。

今回の事業におきまして、大手町駐車場に 公用車を2階以上に配置いたしますことから、 一般駐車場がなくなるという懸念がされます ので、県庁舎の東側、ここに今公用車を置い ておりますので、その部分を一般の駐車場に するということで一般の駐車場を確保すると いうこととしております。

また、県庁の別館、こちらにも公用車置場は結構ありますけれども、こちらも大手町駐車場の方に移すことによりまして、それが外来駐車場になることから、外来者の便宜を図ろうということで考えております。

衛藤(博)委員 総務部予算概要56ページ の県・市町村「創生人材」育成事業費につい てお伺いいたします。

県と市町村の人事交流について、昨年度、 平成27年度から28年度にかけては大幅に 増加をしていただきましたけども、平成29 年度についてはどのような動きになるんでし ようか、お伺いいたします。

山田市町村振興課長 平成29年度の人事交流の状況につきまして、県・市町村「創生人材」育成事業に予算計上しております市町村 実務研修生の状況についてお答えいたします。

今年度の受入れ状況は、昨年度の8人から 倍増の16人となっておりますが、来年度は さらに6人増えまして、58市町村の時代も 含め、過去最多の22名となります。増加要 因といたしましては、昨年度と同様に市町村 長を直接訪問いたしまして、今年度特に力を 入れました政策研究の取組等を紹介いたしま して実務研修の意義を感じていただいたこと などが考えられます。今後も引き続き、実務 研修制度の充実を図ることにより人事交流を 推進してまいりたいと考えております。

衛藤(博)委員 是非、こちらをどんどん積極的に進めていっていただければ、県庁が人材交流のプラットホームになるように進めていっていただければと思います。

もう一点、通告にはないんですけども、予算編成全般について、経常経費についてなんですけれども、今年も予算編成方針で経常経費は昨年度比1.0というふうに出ておりました。以前お伺いしたら、経常経費についてはここしばらくずっと同じような方針でいる

ということでございます。経常経費の中身に つきましても、時間の経過とともに必要にな る額がどんどん変わってくるかと思います。 例えば、3年なり5年なりできちんと必要な 額を見直すといった措置も必要かと思われま すが、こちらはいかがでしょうか。

大友財政課長 今、委員おっしゃられたように、まず基本的には、予算編成の段階で一応枠というのが必要でありますから、それぞれ政策予算であったり部枠といったり経常経費のところに一定の、今言われたように1.0、前年並みといったような整理をさせていただいております。その中で、当然部局から要求を頂いたらそのままということはありませんので、話を聞く中で、必要な経費については状況を伺いながら増減をさせているという状況があります。

当然、要求があっても、こんな経費はもう 要らないじゃないですかというのもあります し、状況によっては非常に困っているんだと いう経費もあったりします。そういったとこ ろはしんしゃくしながら査定をさせていただ いております。例えば、草刈りの経費とか、 よく委員おっしゃってましたけども、そうい ったところにも幾分配慮させていただいお ります。ちょっと今、手持ちがありませんけ ども、また報告させていただきたいと思いま す。

土居副委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

このほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

桑原委員 2点質問させていただきます。

まず、総務部予算概要の1ページのI予算のポイントの1の下の基本方針のところに、2行目から、県自ら働き方改革やICTの活用等に積極的に取り組むとともにって書いていますけれども、ICTの活用等に積極的に取り組む総務部の事業っていうのが何かあれば教えてください。それで、これは商工労働部のところかな、モバイルワーク推進事業というのがあるんですけれども、職員に端末、

タブレットを配ってというのがあるんで、これは総務は何か関係しているのかというところ。

それと、前回も、庁内ネットワークの使い方でアクセス権限が絞られていて、ネットワークにアクセスして書類のやりとりするとかというお話があったと思うんですけれども、1点確認なんですけれども、資料とかは基本データでやりとりしてるのか、必要なときだけプリントアウトしてるのか、それとも紙が主体で必要なときにPDF化するのか、そこを確認させていただきます。

それともう一つは、知事公舎建替事業、こ れ一番最初に牧室長に御説明していただいた と思うんですけれども、歴代の知事が全部の 期間使っているかとお聞きして、それは使っ ているというお話をいただいて、そのときに、 新たに他の都道府県の状況、知事公舎の状況、 廃止しているところとか、民間から借り上げ ているところとか、あとは知事公舎の私邸部 分に関しては知事が家賃を払っているところ もあるようなんですが、そういうのを調べて もらえませんかってお願いしていたんですけ ど、まだ僕はその資料頂いた記憶がありませ ん。これはまだ調査中ということでしょうか。 それか、調査できないならこちらで調べても いいんですけれども、その場合は他の都道府 県の状況は参考にしなくてもいいのか、その 見解をお願いいたします。

藤原人事課長 まず、ICTの活用の件でございます。職員全体が働き方改革を進めるという意味で、タブレットを利用した効率的な仕事の仕方を進めるということで、政策県庁を担う人材育成推進事業の中で、20台分のタブレット端末の経費をこの中に盛り込んでおります。全体としては、商工労働部の120台分が県全体の枠でございますが、その中で総務部人事課が20台分計上しているという状況でございます。

牧県有財産経営室長 知事公舎における他県 の状況ということで説明いたします。

本年の1月に、当県が全国調査を行いまし

た。その結果を説明いたしますと、知事公舎を保有してる県というのが30あります。30の道県でございます。また、ほかに、職員宿舎を知事公舎として替えているところが五つの府県あります。また、民間の住宅を借り上げて、それを知事公舎にしているというところが2県ほどありまして、県全体では37の道府県が知事公舎を設置しているという状況でございます。

もう一つの質問でございました居住部分に 係るところの家賃でございますけども、37 の道府県のうち、大分県と同じように、今、 大分県は無償という形にしておりますけども、 これと同じところが五つほどございます。残 りのところにつきましては、居住部分につい て家賃を徴収しているという状況でございます。 す。

浦辺行政企画課長 データのやりとりが紙ベースかという御質問を頂きました。基本は、電子データでやりとりをしております。必要なときのみプリントアウトするという対応をいたしております。

桑原委員 じゃ、これ、知事公舎の件は私が なくしたんでしょうね。また、じゃ、頂きま す、その資料ね。

モバイルワーク推進の中で20台が総務部ということで、全体で120台ということなんですけども、これをどんどん進めていけば効率的になると思います。必要なときだけ紙にするというお話でしたけれども、議員に対しては、これは必要なときになるんでしょうわ

今回、だいぶ資料を各部局から頂きましたけども、なかなか大変で、ワンペーパー見れば質問しなくて済むのに、大変な作業なんですよ。これタブレットを、機能制限したシンクライアント、機能制限したやつでいいですよ、これ議員に配付してくれませんか。で、議員のフォルダーを作って、ワンペーパーのやつぼんぼん投げ込んどけばいいじゃないですか。その方が皆さんのお手を煩わせないで済むと思うんですね。こんなもので数行の資

料もらったって、我々しっかりとチェックで きませんよ。それちょっと考えていただけま せんか。

ここにある各予算の資料しかないんですよ。 一個一個請求したらもらえるんですけれども、 全部見たいですよ。ワンペーパーぐらいある でしょ。それ全部突っ込んどいて我々もタブ レットで見れるような、そういうところをや んないと、ちゃんと事業をチェックしてもら うというのも仕事だと思うんですけど、いか がですか。

大友財政課長 予算の発表のときに出している資料というのは、まさにペーパーにして御覧いただいてるという状況にあります。それで終わっているわけじゃなくて、基本的には県民向けも含めてホームページで掲載しています。そういった委員さん方に見ていただくための資料のフォルダーとかの部分については、データとしてはありますんで、議会事務局とどういう形の提示の仕方がいいのかというのを相談しながらやらせていただきたいと思います。

土居副委員長 よろしいですか。

河野委員 資料の23ページ、職員研修費の 中の在宅勤務等テレワーク環境の整備云々と いうところがございます。予算編成のポイン トの中にもこれが触れられているところであ りますけれども、これまでテレワークについ ては試行段階ということで、具体的な導入に 向けたことがやられてきたと、そういうふう に理解をしておったわけなんですけれども、 新しい方針のもとに、これまでやってきたテ レワークの試行の実情、どういうふうに取り 組んできて、どのくらいの人がこれに参加し たのか、利用したのか、そしてそこから浮か び上がってきた課題は何なのか、その課題を 乗り越えるための対策をどのように取られよ うとしているのか、その部分について、そし て更に深めていけば、テレワークを利用して、 いわゆる重度障がい者や難病と言われる人た ちも公務職場の中に入ってきていただくとい うことが可能になるのではないかという将来

像が見えるんですけれども、そのような方向性や将来の、いわゆる障がい者の雇用率日本一を目指す大分として、県庁の中のそういととして、県庁の中のそういとという大きなでは、この流れの中に含まれているのかどうかについてお伺いしたいと思いておりかについます。現在の在宅勤務制度についております。対象者はでございます。しかし、登録を対象に行ってきております。しかし、登録を対象に行ってきております。しかし、登録を対象に行ってきております。しかし、登録を対象に行ってきざいますが、残念ながられない積極的な利用ということに結びついていないのが現状でございます。

理由としては、一つは、資料を持って帰って仕事をするということに関して、簿冊を開いて仕事をするということに慣れている環境の下で、全て簿冊を庁外に持ち出すことができないといった制約がある中で、こういった利用になっているものと思っております。

今回、システムが非常に古くなったということもございまして、全庁の体制のもとでタブレット端末を利用した活用ということに取り組むわけでございますが、対象についても管理職を対象に加え、それからセキュリティー対策についても全庁の取組の中でしっかりやるというもとで、今回の在宅勤務制度に新たに取り組んでいきたいと考えております。全ての職員を対象にするということでございます。

河野委員 分かりました。そういうことで、 働き方改革ということで多様な働き方を広め ていくという部分について言うと、条件の付いた人に特別に許可をするという制度から、 テレワークというものを一般化していくという方向性に日本全体が社会の構造として変革 しつつあるんじゃないかという感覚があるんですけど、そこまではまだ全然行ってないという認識でよろしいのかという点と、先ほどにいました障がい者雇用率日本一に向けた県庁として、公務職場としての率先垂範の部分 についての方向性というのはどのように考えられてるのかについてもお答えください。

藤原人事課長 多様な働き方を職員が率先して進めることによって公務能率の向上を上げていくということが大きな目的でございますんで、まず全体的な職員を全て対象にするということではなくて、あくまで在宅で勤務ができるような、そういった環境、条件がある職員をまず対象にしながら、徐々に広げていきたいと思っております。

河野委員 二つ目の質問には全然さっきから お答えいただけていないようなんですけれど も、高速ネットワークというものが一般化していく、そういった社会を先取りしていく公務職場というものがあり得るのかなと思っていたわけですけど、なかなかそこまで行ってないという現実の姿かなというふうに今感じさせていただきました。

これから先、県庁という部分が地域社会に どういう影響を与えるかという部分を含めて、 先ほど申しました障がい者の積極雇用、公務 職場への取り込み、特に重度の方々の部分に ついて、これはやはり積極性を持つべきだと いうふうに私どもは考えております。これか らもそういった意味で要望したいというふう に思いますので、よろしくお願いいたします。 島田総務部長 人事課長の答弁に補足をさせ ていただきます。

おっしゃるように、目指す方向としては多様な働き方、いろいろな環境に置かれた人が 公務職場でもICTを活用して公務に参画す るという方向であろうと思います。

現状を見ますと、典型的には、育児とか介護とかの必要があって、家のパソコンを使って職場のデータを持ち帰って作業をするというのが現状であります。そうすると、それだけまとまった仕事がそもそもあるかどうかといったところがあって、今なかなか進んでおりません。

新年度から、在宅ワークだけではなくてモバイルワークという形で、例えば農業の普及員が一度出勤して、iPadを持って普及現

場に出ていって、今までだったら職場に帰るところですけれども、端末を使って仕事の整理をしてしまって、職場に戻らずに帰れる、そういった仕事の仕方もどんどん広げていきたいというふうに思っております。

そういう意味では、そもそも今いる職員が ICTにどんどん慣れていくという段階なの かなというふうに思っております。そういっ たことを通じて、だんだんと多様な働き方、 かついろんな環境に置かれた方が公務職場で も活躍できるようにという方向を目指してま いりたいと思います。

まさに、公務が率先垂範したいところでは あるんですが、一方で、データの持ち出し、 とりわけ個人情報を含むようなデータの管理 については民間企業以上のセキュリティーが 求められるという制約があることについては 御理解を頂きたいと思います。

土居副委員長 質疑のある方、挙手をお願い します。

末宗委員 2点お伺いしたいんだけど、今はやりの国有財産で、今非常に国民が関心を持っている件だけど、国有財産に関しては9億6千万円を1億3千万円で売ったということなんだけど、それが今度県有財産に関して、例えば国有財産で今問題になってるのは鑑定の仕方、例えば、まず一つずつ聞きたいもとが質とか、それと土壌汚染とか、大体何社でもい見積りを取ってそういうのを査定してるか、それとリースちゅうのがあるんかとういまず1点がそこら辺りを含めてお聞きしたい。まず1点がそこら辺りを含めてお聞きいい。

それと、2点目は、よく県有財産を市町村に払い下げるんだけど、市町村に払い下げたとき、目的はこういうことで市町村に払い下げるってしたときに、目的が終わったときに返してくれるんかどうかとか、そういう条項はどうなっているんかなと思ってね。その2点お聞きしたいと思います。

牧県有財産経営室長 県有財産におけます鑑

定の仕方でございますけれども、まず県有財産につきましては、県又は地元の市町村が県有財産を使わないといった場合につきましては一般競争入札によりまして広く募集をかけます。その際に鑑定評価というものを行うわけでございますけれども、鑑定評価は現在、大分県の場合は1社の不動産鑑定士に頼みまして鑑定評価をお願いして、その価格をもって予定価格として入札にかけるということをしております。

その土地に例えば地下埋設物とかがあった場合どうするのかということでございますけれども、事前に当方で地下埋設物があるということを承知しておれば、その資料を不動産鑑定士の方にお渡しします。で、不動産鑑定士の方で減額の要件になるのかどうかというものをはじき出してトータルとしての鑑定を出していただくということで、県が自ら減額要件を計算してとかということはしたことはございません。

それと分割払ということでございましたら、 自治法上は分割払ができるということになっ ておりますけれども、基本的には一括でお支 払いしていただくということにしております。

あともう一つ、市町村への払下げの件でございますけれども、目的が終わった場合、それをまた返してもらうのかということでございますけども、売買契約する場合に条件がありまして、10年間目的に使ってくださいということで契約しておりますので、10年間目的どおり使っておれば、その後は市町村の自由に使ってよいという契約になっております。

末宗委員 国有財産でも県有財産でも一緒と思うんだけど、一番今関心をもたれているのは、鑑定を1社ということで、そしてその鑑定人に産廃も土壌の汚染も全て任せているということだけど、今問われてるのはそこらあたりの透明性を問われてるわけよね。そこら辺りが全部1社に任せて、そりゃもう鑑定人がしたとかということで透明性が保てるとは僕は到底思えない。

特に県有財産だから、もう少し、例えば鑑定人を最低2人入れる、そして産廃とかそういうものが出てきたら、そういうのは独自にある程度査定する、2社ぐらい最低入れてね。そういう形にしないと、県でこういう問題が起きたときに対応できないという気がするんですよ。

もう1件の10年間というのは、一応10年間で一つの区切りやから、それはそれとして、特に県有財産の処分の仕方、それに今の話をお伺いすると裁量権の入る余地が非常に大きいわけよね。大分県も昔は知事等含めて山分けしたような話もあるんだけど、特に県有財産というのはそういう面で非常に今注目を浴びてるんですから、今回を契機にそこ辺りの基準を明確に改正して、迅速にやって、県民が分かりやすいように、大分県は問題ないぞというような形をとってもらいたいんだけど、どうですかね。

島田総務部長 国有財産で問題になっているケースに絡めての御質問ということで受け取らせていただきますけれども、率直に申し上げて、今問題となっているケースが具体的にどういうことがあって、どういうふうに処理されているのか、我々もつぶさに知らない状態があるということは御理解いただきたいと思います。その上で、産廃が眠っていたとか、そういったケースは正直我々も経験がないということが一つ。

あともう一つ、先ほど室長は1社からの見 積りと申し上げましたけれども、これ典型的 に入札、競売にかけるようなケースで予定価 格を設定するために1社からの見積りを取る、 基準価格を設定するだけですので、それが高 いと思った方はそもそも応札しないというこ とであります。美術館の用地を取得する際に は、売手と買手と双方が鑑定士から鑑定評価 をもらいまして、それを突き合わせて、お互 いに適正価格と合意した金額で取引をしたり もしますので、必ず1社しか使ってないとい うことではございません。

いずれにしても、今回問題になったケース

に照らして、我々のルールというものが適正 かどうかということはしっかり検証したいと 思いますし、何度も申し上げますけれども、 我々はああいったケースをまだ経験しており ませんが、今までの県有財産の売買、貸付け も含めて、取引については適正に処理してい ると自負をしております。

末宗委員 先ほど、売手と買手が両方鑑定というのは意味が分からなかったんだけど、分からない答弁があるから一層僕も分からないけど、今言いたいのは、これだけ今国を揺り動かしてるような事態が起きてるわけやから、県も早急に、鑑定とか1社とか言わんで、とにかく2社以上ということで、全て2社以上取ればある程度透明性が出てくるんだから。それが1社だからこういう問題が起こるんですよ。

鑑定が1社だったら、当然、鑑定者と癒着があるんじゃないかとか、いろんなことが起こる。2社以上だと、それが極めて少なくなるんだから、そういうふうに改正すれば済むことだから、県のやり方をね、行政のやり方を。そこらあたりが返事ができないようなことで本当に透明性が図れるんかと思うわけよ。そこあたり含めて、本当に透明性を図る気があるかどうかを含めて答弁お願いします。

島田総務部長 個別の事例に応じて、仮に1 社で透明性が確保できないと判断されるよう な場合には、当然複数から鑑定評価を募ると いうことも含めて、引き続き透明性の確保に 努めてまいりたいと考えております。

土居副委員長 再質疑は2回までになっておりますので。2回までになっております。

末宗委員 いや、答弁がおかしいから。

土居副委員長 じゃ、要望、短く。

末宗委員 とにかく2社やれば公平性が非常に高まるわけよ、言ってるのは。それを1社にするからこういう問題が起こるというわけよ。そこに非常に裁量でやろうという行政の意思が感じられるわけよ。基準を出さなくて、裁量でやろうという意思があるからそういうふうな答弁になるんだろうけど。そこ辺りを

明確にするように、もう要望でいいですわ、 よろしく。

土居副委員長 質疑のある方、挙手をお願い します。

二ノ宮委員 先ほどの部長の説明の中で23ページ、職員研修費についてお聞きします。特に、地方創生を実現するという言葉が出てきたんで、今ぴりぴりしているんで質問いたします。

政策県庁を担う人材育成推進事業、これは 確か28年度から始まったんですかね、その 実績と、特に地方創生を実現するための人材 育成、その辺について少し説明をお願いいた します。

藤原人事課長 この事業は以前から、政策県 庁を担う人材育成という意味で非常に重要で すんで、従来から取り組んでいる事業でござ いますが、内容については毎年見直しをする 中で、人材育成に一番ふさわしい中身として 取り組んでいるところでございます。地方創 生を担う人材育成という意味においては、い ろんなところにおいて職員が研修を受ける、 それから民間企業に行っていろんな問題解決 能力を習得してくる、そういったところが非 常に重要だろうというふうに思います。そう いったところから、民間企業への積極的な研 修派遣であるとか、自治人材育成センターを 利用した地域政策スクールなどで市町村とタ イアップした職員同士で合同研修を受ける、 そういった場をこの中に盛り込んでいるとこ ろでございます。

二ノ宮委員 よく分かりました。例えば、2 8年度でどのくらいの対象者がいたか、それ も教えてください。

藤原人事課長 例えば、自治人材育成センターの研修におきましては、県と市町村の職員合同で研修を受ける講座数というのが平成28年度では35講座、県の定数にして1,311名、市町村が1,586名というふうな状況でございます。これを、平成29年度は38講座、県、市町村それぞれ現在の定数よりも増やす、県が1,589名、市町村につ

いてはほぼ同じ1, 599名という定数で研修を組んでいるところでございます。

土居副委員長 そのほか質疑のある方、挙手をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

土居副委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって総務部関係予算に対する質疑を終わります。

なお、執行部が入れ替わりますので、しば らくそのままお待ちください。

議会事務局、人事委員会事務局、労働委 員会事務局、監査事務局、会計管理局関 係

土居副委員長 これより議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係予算の審査に入ります。

なお、これからの事務局関係予算について は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。 執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自 席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁 願います。

それでは、これより質疑に入ります。

事前の通告者が2名おります。時間も限られておりますので、円滑な進行に御協力願います。

それでは、順次指名してまいります。

守永委員 一つお尋ねしたいことがあります。 人事委員会の関係なんですが、人事委員会の 予算概要の3ページ、給与関係事業費につい てです。

これは給与に関する調査の経費だと思うんですが、県下の企業の給与実態調査の実施については、調査対象規模に該当する企業の中から抽出して調査をしていると伺ってるんですけども、調査対象に相当する規模の企業というのは増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか教えていただきたいのと、全体を調査するということはできないのか、また調査に要する経費は一般財源というふうになってるんですけども、国の負担というものは、これ

は国の人事院の調査にもそのデータが使われ てると思うんですが、そういった負担はない のか教えていただきたいと思います。

酒井人事委員会事務局長 お尋ねのございま した3点についてお答え申し上げます。

まず、1点目の民間企業実態調査の調査対象規模に該当する事業所の数の推移ということでございますが、過去、調査対象産業が拡大されましたり、実地調査により要件を満たさないことが判明して対象事業所から外れてしまう等によりまして、その年々で若干の増減はございますが、この10年を平均いたしますと378事業所となっておりまして、ほぼ横ばいの状況というふうになっております。

2点目の調査対象規模に該当する事業所全体を調査できないのかという御質問でございますが、民調の調査期間というものは人事院の要綱によりまして1か月半程度と定められております。この限られた期間の中で、事務局の職員が県内各地の個別事業所に赴きまして対面調査を行っております。現行の調査対象事業所数であれば、こうした実地による精緻な調査が可能でありまして、調査の正確性を維持できるものと考えております。

なお、民調につきましては人事院において 制度設計を行っておりますが、統計的手法を 用いて処理しておりますので、その母集団の 中から一定数以上の事業所を調査することに よりまして、その年の抽出事業所いかんによ る影響は生じにくい仕組みとなっております。 人事院及び全国の人事委員会におきましては、 同様の抽出調査の手法によりまして調査が行 われているということでございます。

3点目の調査に要する経費の負担についてでございます。民調につきましては、人事院と全国の人事委員会が共同で実施するものでありますことから、全体に共通する調査票、その他調査に必要な資料の作成等に関する経費につきましては人事院で負担をいたしております。それ以外の個別の調査に係る旅費等の経費につきましては、人事院、それから人事委員会におきまして、それぞれの分担事業

所分を負担しているという状況でございます。 守永委員 よく分かりました。人事委員会の 調査にしても人事院の調査にしても、全体で 把握するという中でそれぞれの役割分担で経 費をまかなっているんだという意味合いだっ たと思います。あと抽出調査を行うというこ とで、その年その年で抽出された企業の状況 次第で調査データが前後するということがあ れば、民間との均衡を図るということを考え たとき、非常にぶれがあると意味がないのか なとも思ってしまいますんで、具体的にどう いうことが一定の期間の中でできるかっての は分かりませんけれども、そのぶれが修正で きるような、配慮できるような調査方法につ いて今後検討いただければと思います。要望 ということでお願いいたします。

木付委員 資金運用についてお尋ねいたします。

日銀のマイナス金利政策で資金運用益を上げるのは大変だと思いますが、最近の10年 国債を見てますと、幾らか利回りも持ち直したようであります。資金運用に関して新たな取組があれば、お願いいたします。そしてまた、今年度の運用益の見込み、そしてまた取組による効果額をお知らせください。

そしてまた、昨年の私の一般質問で、資金 運用、それから調達のプロジェクトチームを 立ち上げるという答弁がありました。午前中 の調達の質疑の中で、財政課長より公金管理 指針を作ったというお話でありますが、そう いうプロジェクトチームができたかどうかも 併せてお聞きいたします。

小石会計管理者兼会計管理局長 資金運用の 新たな取組があるのかということでございま す。

御案内のように、昨年1月末の日銀マイナス金利政策の導入、それと大きかったのが国債の約80兆円の大量買入れにより国債の利回りが低下したことに連動して、預金金利が著しく低下いたしました。

その中で、公金の運用をどうするかという 厳しい局面が続いてるという状況でございま して、基金の運用につきまして、今までは預金を中心とした運用をやっておりましたが、どうも預金の金利が著しく下がったということもございますんで、運用益の先細りが懸念されると。予算額に計上していますように、一応3億円以上の確保を今までしておりましたが、このままでいきますと、ひょっとしたら1億円を下回るかもしれないというぐらいの状況になっております。

そのため、今回、預金よりも利回りのいい 債券の方にシフトすることといたしまして、 利回りの高い10年債から――今まで10年 債と5年の国債でございましたが、20年債 などの超長期債券による運用、さらには、従 来国債と地方債等でやっておりましたが、そ れよりも利回りの高い安全性のある債券に拡 大するということで、安全性に十分配慮しな がら収益をしっかりと確保していきたいと考 えております。

具体的な内容につきましては、会計課長から説明させていただきます。

後藤会計課長 まず、公金運用の新しい取組 といたしましては、運用対象債券として新た に財投機関債を加えたこと、従来は債券は満 期保有が原則でしたけれども、場合によって は中途売却も可能としたこと、歳計現金の資 金不足のために留保しておりました基金繰替 え運用準備金を廃止しまして長期運用するこ となどでございます。

次に、運用益の見込みにつきましては、ただ今御説明いたしましたような取組によりまして、現在の運用収益を、28年度基金運用収益3億300万円の見込みでございますけれども、これを将来的には上回るように努めていきたいと考えております。

新たな取組による効果額ということでありますけれども、ただ今御説明しましたような超長期債券など債券運用の拡大を始めとした取組によりまして、29年度は新しい取組の初年度ということで、債券のクーポン収入が満額入ってこないというようなこともございまして、今年度の基金の運用収益を若干下回

る見込みでございますけれども、30年度以降の平年度ベースでは、現在のような預金中心の運用を行った場合と比較いたしまして、約1億6千万円の運用収益の増加となる見込みでございます。

最後に、資金運用調達のプロジェクトチームにつきましては、公金の運用、調達は一体不可分のものでございますので、先ほど財政課長から御説明しましたように、財政課などと連携をいたしまして、このプロジェクトチームを昨年7月に立ち上げたところでございます。

その検討結果を踏まえまして、公金管理会議を立ち上げたところでございます。会議では、資金収支及び運用計画、資金調達計画、基金運用計画といった計画の調整と実績の検証などを行うこととしております。例えば、歳計現金の年間収支計画を共有することで、県債発行の前倒しなどによりまして、今まで以上に収支不足の減少が見込まれます。

なお、このような資金の運用と調達を一体 的に検討する公金管理会議の設置は、九州で 初めての取組でございます。

木付委員 資金運用は、経費がほとんどかからんで億単位の資金が稼げると、稼げるちゅうのはちょっと言葉が悪いですけど、というもんであります。いろいろな財政需要がある中で、資金を運用して増やすというのは大変すばらしいことだと思いますし、また国東市に先進事例がありますんで、そこをまねてやっていただきたいと思います。毎年、国東市も3億円ぐらい、大分県の10分の1の資金で3億円、大体同じぐらいの金額を運用益で上げてますんで、研究していただきまして大いなる運用益を上げていただきたいと思います。

土居副委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

堤委員 1点だけ、先ほど総務部で、公用車 を大手町駐車場の2階以上に集約するという 話があったんだけれども、当然、今回大手町 駐車場の管理料で計上されているんですね、 それは、公用車がそちらに移動した場合、こ の管理料というのはどうなるのかなというの と、あと大手町駐車場の料金収入が昨年どれ ぐらいあったのかというのをまず教えてくだ さい。

清末用度管財課長 質問もう一度お願いした いんですが、管理料というのはどちらの部分 になりましょうか。

堤委員 会計管理局の6ページの大手町駐車 場管理費の管理委託。

清末用度管財課長 大手町駐車場の管理費に つきましては、清掃等の委託の部分と、あと 料金徴収業務の委託料の部分でございます。 公用車の再配置ということで、外来駐車場が 移転した場合には当然料金収入は入らなくなりますので、料金徴収業務委託料というのは なくなるということになります。ただ、清掃業務の委託料については依然として残るという形になります。あと、管理費の中では光熱水費の部分もあります。これも当然残るということになります。

それから、大手町駐車場の27年度の徴収料と言いますか、料金収入でございますが、4,960万4千円でございます。これについては、近隣に民間駐車場が多数できておりますので、年々減少しているという状況でございます。

堤委員 大手町駐車場は結構利用客が多いです、私もよく利用するんだけれども。当然、 県庁に用がない方もあそこに止めて周遊しますよね。今度、公用車があそこに来ると、東側駐車場とかそういうのも県に来られる方を対象にして駐車場にするわけですから、そういう点では大手町駐車場に代わるような、県庁に用がなくても、ここに止めて料金を払えば周りに行けるとか、そういうふうなものというのは検討はされてるんですか。

清末用度管財課長 今回の公用駐車場の移転 につきましては、基本的には総務部の県有財 産経営室の方で主管しておりますけれども、 今、東側の駐車場の部分を民間の駐車場に貸付けをするということで、そこで外来者の対応をすると聞いております。

土居副委員長 ほかに御質疑のある方、挙手をお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

土居副委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係予算に対する質疑を終わります。なお、執行部が入れ替わりますので、しばらくそのままお待ちください。

企業局関係

土居副委員長 これより企業局関係予算の審 査に入りますが、説明は主要な事業及び新規 事業に限り、簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、企業局関係予算について執行部 の説明を求めます。

日高企業局長 2つの議案について御説明申 し上げます。

大分県議会定例会議案の分、110ページをお願いいたします。まず、第13号議案平成29年度大分県電気事業会計予算でございます。議案書では、110ページから153ページにかけて提案させていただいております。別に、お手元に説明資料を配らせていただいていますので、そちらで重点項目の説明を行わせていただきます。

説明資料の1ページをお開き願います。大分県企業局当初予算案の重点項目の左側、電気事業を御覧ください。企業局では、平成26年度から4年間を計画期間とする第3期中期経営計画を策定しておりますが、この計画の中に定める3つの基本目標、I安全・安心の施設管理、I顧客本位の取り組み、Ⅲ県政(地域)への貢献ごとに重点項目を整理しています。

まず、I 安全・安心の施設管理の1番目の 丸、地震対策の計画的実施でございます。現 在、大野川発電所のリニューアルに取り組ん でおりますが、その土木・建築ほか詳細設計 業務の委託を行います。また、芹川第二、第 三、北川の各発電所の耐震性能照査業務の委 託を行います。

次の発電所リニューアルに向けた準備では、 大野川発電所までの工事用道路の建設工事等 を開始します。別府発電所のリニューアルで ございますが、基本設計及び詳細設計業務の 委託を実施します。

次の発電所のオーバーホール工事では、別府発電所について、保安規程に定められた12年に1度の水車発電機等の分解点検補修を実施することとしておりますが、リニューアルをすることも見据えて補修箇所を絞りたいと考えております。

このほか、経年劣化した施設や更新の時期 を迎えた設備について、芹川篠原線の鉄塔改 良工事などを進めます。

ここで、この資料の3枚目の附属資料の写真を御覧ください。電気事業会計当初予算案の重点項目とありますが、1が芹川第二発電所、3が芹川第三発電所、5が別府発電所、6が大野川発電所など、大きな工事がある箇所について位置図と写真で示しております。

1ページにお戻りいただきまして、**I**顧客本位の取組では、安定した電力の供給を行うため、万全な日常点検及び計画的な作業停止を予定してまいります。

Ⅲ県政(地域)への貢献では、芹川ダムにおける水質及び生物への影響調査と事業効果の検証を継続します。また、北川ダムにおける維持流量放流設備の新築工事を継続します。また、今年度に引き続き、知事部局の芸術文化基金積立てに5千万円の繰出しを予定しております。

これらの重点事業を入れました29年度の 収支予算について説明させていただきます。

説明資料の2ページ目をお開きください。 左側、電気事業会計を御覧ください。中ほど の表、収益的収入及び支出でございます。右 の欄の収入でございますが、主に九州電力か らの電力料収入などにより、表の下、計 (B) 欄のとおり、総額24億8,783万 2千円を見込んでおります。

次に、左の欄の支出でございますが、オーバーホール工事に伴う修繕費などによりまして、表の下、計(A)欄のとおり、総額21億6、307万6千円を予定しております。

結果、表の一番下、収支差額(B)-(A)は、3億2,475万6千円の黒字を 見込んでおります。

なお、予算における収支差額は消費税込みとなっておりまして、税抜きの純利益といたしましては、欄外に参考として記載のとおり、2億4,038万円を見込んでおります。

その下の表は、収益的収入及び支出のうち、 松岡太陽光発電所に係る収支を抜き出したも のでございます。

続きまして、その下の表、資本的収入及び 支出を御覧ください。右の欄の収入でござい ますが、共有資産の建設改良に係る負担金な どによりまして、表の下、計(D)欄のとお り、総額9,858万8千円を予定しており ます。

次に、左の欄の支出でございますが、先ほど重点項目として御説明した事業に係る建設改良費などによりまして、表の下、計(C)欄のとおり、総額17億5,455万1千円を予定しております。

その下、収支差額(D) - (C) は、マイナスの16億5,596万3千円となりますので、この不足額は、その下の補填財源に記載のとおり、各積立金や過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金などで補填することとしております。

ここで、恐れ入りますが、議案書、こちらの方にお戻りいただきまして112ページをお開き願います。112ページの第5条には表に記載した各工事に係る債務負担行為を、第6条には一時借入金の限度額を、次ページの第7条には予定支出の各項の経費の金額の流用を、第8条には議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第9条にはたな卸資産の購入限度額をそれぞれお示しし、

議決をお願いするものでございます。

また、議案書115ページから153ページにかけまして、別表1から9まで、それぞれ予算附属資料を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、第14号議案平成29年度大 分県工業用水道事業会計予算について御説明 いたします。

議案書では154ページ、154ページから192ページにかけて電気事業と同じように提案させていただいておりますが、説明は同じく資料でさせていただきます。

説明資料の1ページ目の重点項目の右側、 工業用水道事業でございます。

まず、I 安全・安心の施設管理ですけれど も、地震(津波)対策の計画的実施では、構 築物の対策としまして、29年度は取水塔及 び取水塔ゲートなど、ここに掲げていますよ うな施設の耐震化工事や耐震設計業務委託を 行う予定にしております。次の管路につきま しては、大分市松岡に設けて備蓄倉庫に備蓄 資材を購入します。

次に、給水ネットワークの運用でございます。念願の給水ネットワーク再構築事業が28年度に完成し、4月1日から本格運用が始まります。今年度実施した総合試運転の結果も踏まえて、より安全で効率よく切替えを行えるよう、排泥施設や現場計装設備の工事を行います。また、ネットワークの効果の一つに老朽化した隧道を点検するということがあり、計画的に行っていくこととしておりますが、早速、判田取水場から浄水場に向かう揚水隧道について点検を行います。

このほか、経年劣化した施設や更新の時期 を迎えた設備について、電気事業と同じよう に修繕などを進めます。

ここで、資料の1番最後のページ、写真の 最後のページを御覧ください。左側の1が、 備蓄倉庫と、そこに備蓄する資材を表してお ります。そして、右下の6を御覧ください。 これは揚水隧道内部の写真でございます。写 真3の取水口から取水された大野川の水は、 写真2の沈砂地がある判田浄水場を通り、この揚水隧道を通って浄水場へ向かいます。こういう箇所が今回の重点取扱い箇所です。

再び説明資料の1ページにお戻りいただき たいと思います。 **I** 顧客本位の取組では、安 定給水に支障を来すことのないように、日常 の保守点検に万全を期すこととしております。

Ⅲ県政(地域)への貢献の事業費は1億円でございまして、今年度に引き続き、知事部局の企業立地促進等基金積立てへの繰出しを予定しております。

続きまして、2ページの予算でございます。 右側、工業用水道事業会計ですけれども、業 務のまず予定量のところを御覧いただきたい んですが、1の給水先事業所数は、6月から 太田旗店が1社加わる予定がありまして、4 3事業所となる予定でございます。

次に、下の表、収益的収入及び支出を御覧ください。収入でございますが、表の右側に記載のとおり、料金収入などにより、表の下、計(B)欄のとおり、総額23億8,248万6千円を予定しております。

支出につきましては、営業費用のうち、ポンプを動かすための動力費などにより、表の下、計(A)欄のとおり、総額20億5,937万7千円を予定しておりまして、差引き収支差額は、(B) - (A)欄のとおり、3億2,310万9千円、純利益は、欄外参考に記載のとおり、3億1,029万2千円を見込んでおります。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。右の欄の収入でございますが、大分市水道局からの負担金などにより、表の下、計(D)欄のとおり、総額977万3千円を予定しております。

また、左側の支出でございますが、先ほど 御説明した重点項目に係る建設改良費の執行 などによりまして、表の下、計(C)欄のと おり、総額7億8,527万1千円を予定し ております。

結果、差引き収支差額(D)-(C)欄の とおり、マイナスの7億7,549万8千円 となり、不足分は電気事業と同様に、その下 に記載の補填財源により補填する予定として おります。

議案書につきましては、電気事業と同じく、156ページから157ページにかけて一時借入金の限度額などをそれぞれお願いしております。

また、158ページから192ページにかけまして、別表1から8まで、予算附属資料として添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で第13号議案及び第14号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

土居副委員長 以上で説明は終わりました。 これより質疑に入りますが、執行部の皆さ んに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自 席で起立の上、マイクを使用し、大きな声で 簡潔に答弁願います。

事前の通告者が1名おります。時間も限られておりますので、円滑な進行に御協力願います。

それでは、順次指名してまいります。

堤委員 県政への貢献ということで、電気事業で5千万円、芸術文化基金に積立てですね。 工業用水道では、1億円が企業立地促進基金に繰出しをしております。その繰出しの根拠というのはどういうところにあるのかというのが1点。

太陽光発電については、2,397万円の利益が出ております。これは計画どおりの発電量と収入になっているのかということですね。それと、近隣住民との問題点等の発生等はあるのかどうか。

最後に、これ質問通告してませんけども、 質問していいですか。

内部留保の関係で、毎回この予特の中でから資料等、昨年度ももらったかな。で、内部 留保の推移と施設整備の推移の棒グラフがあったんですけども、その状況というのは推移 どおりに今進んでいってるのかどうかという ことを少し聞かせてください。その3点。

岡田総務課長 県政貢献での一般会計への繰出しでございます。電気事業、工業用水道事業ともに、一般会計の繰出しは、あくまでも確実に健全経営が維持できるという場合に、経営に支障を生じない限りにおいてできるものと考えております。

まず、電気事業ですが、別府市に所有していました旧宿舎跡地等の売却益を原資としまして、第3期中期経営計画の期間であります平成26年度から29年度までの4年間、各5千万円の繰出しを行うこととしております。繰出し先は、知事部局と協議を重ねました結果、県政の重点項目である芸術文化の振興に役立てていただくこととしたところでございます。

次に、工業用水道事業ですが、工業用水道 事業と関連性のある知事部局実施の事業に対 しまして支援するために、平成19年度から、 ユーザー企業さんの理解を得まして、事業収 益の中から企業立地促進等基金に毎年度1億 円を繰り出しております。

長井工務課長 それでは、太陽光発電の状況 について述べます。

本年2月末までの発電量の累計は142万7,920キロワットアワーで、想定と比べまして118%の実績となっております。昨年と比べますと若干上回っており、一昨年と比べますと若干下回ってるということでございまして、天候による変動はございますが、企業局としては順調に発電を行ってると考えております。

そして、松岡太陽光発電所につきましては、 平成25年7月から運転をしておりますが、 近隣の住民の皆さんからは特に意見等は寄せ られておりません。

岡田総務課長 内部留保の関係についてお答 えいたします。

まず、電気事業につきましては、内部留保のピークは平成24年度88億円ございました。最近は、松岡太陽光の建設等ございまして、27年度末で約81億円、本年度末で約

6 7 億円になる見込みでございます。それから、2 9 年度は、この予算を執行しますと、 予定では5 8 億円となってまいります。今後、 発電所のリニューアルを進めてまいります。 大きな事業が控えておりますので、内部留保 については減ってまいります。

それから、工業用水道事業につきましては、 平成23年度にピークで103億円でした。 27年度末は51億円、今年度末は39億円 になる見込みでございます。ネットワークが 終了しましたので、29年度末は40億円と いうふうに横ばいに推移するものと見込んで おります。おおむね計画どおりに推移してお るものと考えております。

堤委員 県政への貢献の問題で、知事部局とも相談したと、で、ユーザー等の理解を得たという形になってるんだけど、芸術文化基金に積立て5千万円、企業立地促進基金にも1億円と。この企業立地促進積立金を、この性格を、つまり企業立地じゃなくても一般的にも使えるような、これ毎回言ってるんだけども、そういうふうな性格のものに変えるという検討はしないのかどうか。

岡田総務課長 一般会計への繰出しにつきましては、その妥当性をよく考える必要があると考えております。利益が出た場合には、料金の引下げとか施設、サービスの改善という要求が出てくることが考えられます。そういったことも踏まえながら検討していかなければなりません。経済性の面で、先ほど申し上げましたように、健全経営が維持できるということが前提になってまいります。

それから、今、堤委員さんから御指摘がありました工業用水事業の企業立地推進基金につきましては、頂いてる収入がユーザー企業さんからの工業用水の料金収入でございますので、ユーザー企業さん方の理解が得られる範囲ということで、このような繰出しをしております。企業立地促進によりまして、ユーザー企業さんの取引先の企業ですと関連企業の立地が進み、また県の経済の発展にも寄与できるという観点で繰出しを行ってるところ

でございます。

堤委員 そういう考え方も一つはあるでしょう。しかし、一般財源をするということは、企業誘致、ユーザーも一般財源としていろんな形に使えるということになれば理解示しますよ、別に。そういう点で、今後、それも含めて本当に真剣に検討していただきたいというふうに、それも要望しときます。

土居副委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

[「なし」と言う者あり]

土居副委員長 ほかに質疑もないようですの で、これをもって企業局関係予算に対する質 疑を終わります。

土居副委員長 以上で、本日の審査日程は終わりました。

次会は、明15日午前10時から当議場で 開きます。

これをもって、本日の委員会を終わります。 お疲れさまでした。